

# 基礎自治体への権限移譲を行うべき事務

## 留意事項

事務の抽出にあたっては、対象となる事務と関連する事務（同一法律に規定されている場合と関連する他法律に規定されている場合の両方を含む。）又は類似目的の他法律において同様に位置付けられている事務についてもあわせて検討し、抽出した。

他方、条例による事務処理特例制度によって都道府県から市町村に移譲されている事務のうち、経由事務などの市町村の自主的な判断の余地が少ないものについては、引き続き条例による事務処理特例制度による権限移譲になじむものと判断し、抽出していない。

抽出した事務に付随する事務については、この別紙に掲げられていないものも含め、抽出した事務とともに都道府県から市町村への権限移譲を行うべきである。

（例）処分権限を移譲する場合には、これに伴う審議会付議、書面交付、関係機関への通知等の事務もあわせて移譲する。）

# 構 成

## 【都市計画決定】

- <基礎自治体への権限移譲の方針>（再掲）・・・・・・・・・・P. 1
- <一般市町村に係る見直し>・・・・・・・・・・P. 2
- <指定都市に係る見直し>・・・・・・・・・・P. 5

## 【まちづくり・土地利用規制分野】

- <基礎自治体への権限移譲の方針>（再掲）・・・・・・・・・・P. 8
- <基礎自治体への権限移譲を行うべき事務>・・・・・・・・・・P. 8
- <設置市町村の範囲を見直すべき機関等>・・・・・・・・・・P.12  
    特定行政庁    景観行政団体

## 【福祉分野】

- <基礎自治体への権限移譲の方針>（再掲）・・・・・・・・・・P.13
- <基礎自治体への権限移譲を行うべき事務>・・・・・・・・・・P.13
- <設置市町村の範囲を見直すべき機関等>・・・・・・・・・・P.15  
    児童相談所

## 【医療・保健・衛生分野】

- <基礎自治体への権限移譲の方針>（再掲）・・・・・・・・・・P.16
- <基礎自治体への権限移譲を行うべき事務>・・・・・・・・・・P.16
- <設置市町村の範囲を見直すべき機関等>・・・・・・・・・・P.17  
    保健所

## 【公害規制分野】

- <基礎自治体への権限移譲の方針>（再掲）・・・・・・・・・・P.18
- <基礎自治体への権限移譲を行うべき事務>・・・・・・・・・・P.18

## 【教育分野】

- <基礎自治体への権限移譲の方針>（再掲）・・・・・・・・・・P.20
- <基礎自治体への権限移譲を行うべき事務>・・・・・・・・・・P.20

## 【生活・安全・産業振興分野】

- <基礎自治体への権限移譲の方針>（再掲）・・・・・・・・・・P.21
- <基礎自治体への権限移譲を行うべき事務>・・・・・・・・・・P.21

## 【その他】

- <基礎自治体への権限移譲の方針>（再掲）・・・・・・・・・・P.24
- <基礎自治体への権限移譲を行うべき事務>・・・・・・・・・・P.24

## 【都市計画決定】

＜基礎自治体への権限移譲の方針＞（再掲）

- 三大都市圏、特定区域か否かを問わず、次の項目を除き、市の区域については「市」決定（都道府県同意不要）とし、町村の区域については、すでに町村で決定しているものを除くほか、「都道府県」決定（国同意不要）とする。
  - ・ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分、都市再開発方針等については、都道府県決定（区域区分の方針に係る部分を除き国同意不要）（①）
  - ・ 地域地区  
国・都道府県の責任で行う広域的な政策に係る地域地区については、それぞれ都道府県決定・国同意（②）又は都道府県決定（国同意不要）（③）
  - ・ 都市施設  
国・都道府県が設置する都市施設、国・都道府県の責任で行う広域的な政策に係る都市施設については、それぞれ都道府県決定・国同意（④）又は都道府県決定（国同意不要）（⑤）
  - ・ 市街地開発事業  
その目的・効果が当該団体の区域を越える大規模な市街地開発事業については、都道府県決定（国同意不要）（⑥）
- 指定都市の区域について、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分、都市再開発方針等並びに道路のうち都道府県の役割に指定都市の特例が適用されるものについては、都道府県決定に代えて「指定都市」決定（都道府県同意不要）とする。（⑦）

# <一般市町村に係る見直し>

(○:現行(市)、△:現行(町村)) (←:見直し(市)、←:見直し(町村))

都市計画の内容		市町村決定		都道府県決定			移譲の方針※
		都道府県知事の同意		大臣の同意			
		不要	同意	不要	特定区域(*1)のみ同意	同意	
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	区域区分の有無及び方針並びに国の利害に重大な関係がある都市計画の決定の方針				区域区分の方針に係る部分を除く ← (市) ○ (町村) △ (町村)		①
	その他				← (市) ○ (町村) △ (町村)		①
区域区分					← (市) ○ (町村) △ (町村)		①
都市再開発方針等					← (市) ○ (町村) △ (町村)		①
用途地域(*2)	三大都市圏等(*3)				← (市) ○ (町村) △ (町村)		
	その他		○ (市) △ (町村)		← (市) ○ (町村) △ (町村)		
特別用途地区(*2)			○ (市) △ (町村)		← (市) ○ (町村) △ (町村)		
特定用途制限地域(*2)			○ (市) △ (町村)		← (市) ○ (町村) △ (町村)		
特例容積率適用地区	三大都市圏等(*3)				← (市) ○ (町村) △ (町村)		
	その他		○ (市) △ (町村)		← (市) ○ (町村) △ (町村)		
高層住居誘導地区	三大都市圏等(*3)				← (市) ○ (町村) △ (町村)		
	その他		○ (市) △ (町村)		← (市) ○ (町村) △ (町村)		
高度地区(*2)			○ (市) △ (町村)		← (市) ○ (町村) △ (町村)		
高度利用地区			○ (市) △ (町村)		← (市) ○ (町村) △ (町村)		
特定街区			○ (市) △ (町村)		← (市) ○ (町村) △ (町村)		
都市再生特別地区						○△	②
防火地域・準防火地域			○ (市) △ (町村)		← (市) ○ (町村) △ (町村)		
特定防災街区整備地区			○ (市) △ (町村)		← (市) ○ (町村) △ (町村)		
景観地区(*2)			○ (市) △ (町村)		← (市) ○ (町村) △ (町村)		
風致地区(*2)	面積10ha以上				二以上の市町村の区域にわたる場合 ← (市) ○ (町村) △ (町村) 二以上の市町村の区域にわたらない場合 ← (市) ○ (町村) △ (町村)		
	その他		○ (市) △ (町村)		← (市) ○ (町村) △ (町村)		
駐車場整備地区			○ (市) △ (町村)		← (市) ○ (町村) △ (町村)		
臨港地区	特定重要港湾				指定特定重要港湾以外 ← (市) ○ (町村) △ (町村)		②、③
	重要港湾				← (市) ○ (町村) △ (町村)		③
	その他		○ (市) △ (町村)		← (市) ○ (町村) △ (町村)		
歴史的風土特別保存地区						○△	②
緑地保全地域					二以上の市町村の区域にわたる場合 ← (市) ○ (町村) △ (町村) 二以上の市町村の区域にわたらない場合 ← (市) ○ (町村) △ (町村)		
特別緑地保全地区	面積10ha以上				二以上の市町村の区域にわたる場合 ← (市) ○ (町村) △ (町村) 二以上の市町村の区域にわたらない場合 ← (市) ○ (町村) △ (町村)		
	その他		○ (市) △ (町村)		← (市) ○ (町村) △ (町村)		
(近郊緑地特別保全地区)					二以上の市町村の区域にわたる場合 ← (市) ○ (町村) △ (町村) 二以上の市町村の区域にわたらない場合 ← (市) ○ (町村) △ (町村)		
緑化地域			○ (市) △ (町村)		← (市) ○ (町村) △ (町村)		
流通業務地区					← (市) ○ (町村) △ (町村)		③
生産緑地地区			○ (市) △ (町村)		← (市) ○ (町村) △ (町村)		
伝統的建造物群保存地区(*2)			○ (市) △ (町村)		← (市) ○ (町村) △ (町村)		
航空機騒音障害防止地区					○△		③
航空機騒音障害防止特別地区					○△		③
促進区域	市街地再開発促進区域		○ (市) △ (町村)		← (市) ○ (町村) △ (町村)		
	住宅街区整備促進区域		○ (市) △ (町村)		← (市) ○ (町村) △ (町村)		
	土地区画整理促進区域		○ (市) △ (町村)		← (市) ○ (町村) △ (町村)		
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域		○ (市) △ (町村)		← (市) ○ (町村) △ (町村)		
遊休土地転換利用促進地区			○ (市) △ (町村)		← (市) ○ (町村) △ (町村)		
被災市街地復興推進地域			○ (市) △ (町村)		← (市) ○ (町村) △ (町村)		

※ 丸数字は、当該分野の<基礎自治体への権限移譲の方針>の該当部分を示している。

都市計画の内容		市町村決定		都道府県決定			移譲の方針※		
		都道府県知事の同意		大臣の同意					
		不要	同意	不要	特定区域(*1)のみ同意	同意			
都市施設	道	一般国道					○△	④	
		都道府県道	4車線以上			←	○△		⑤
			4車線未満			○△			⑤
		その他の道路	4車線以上	←		←	○△		
			4車線未満	←	○△				
		自動車専用道路	高速自動車国道					○△	④
	その他				←	○△		⑤	
	都市高速鉄道						○△	④	
	駐車場		←	○△					
	自動車ターミナル	一般	←		←	○△			
		専用	←	○△					
	空港	第1種					○△	④	
		第2種・第3種			←	○△		⑤	
		その他	←	○△					
	公園・緑地	国が設置する面積10ha以上のもの					○△	④	
		面積10ha以上	←		←	○△		⑤	
		その他	←	○△					
	広場・墓園	面積10ha以上	←		←	○△		⑤	
		その他	←	○△					
	その他公共空地		←	○△					
	水道	水道用水供給事業					○△	⑤	
		その他	←	○△					
	電気・ガス供給施設		←	○△					
下水道	公共下水道	排水区域が二以上の市町村の区域				○△	⑤		
		その他	←	○△					
	流域下水道			←	○△		⑤		
その他		←	○△						
汚物処理場・ごみ焼却場	産業廃棄物処理施設					○△	⑤		
	その他	←	○△						
地域冷暖房施設		←	○△						
河川	一級河川					○△	④		
	二級河川					○△	⑤		
	準用河川	←	○△						
運河						○△	⑤		
学校	大学・高専					○△	⑤		
	その他	←	○△						
図書館・研究施設等		←	○△						
病院・保育所等		←	○△						
市場・と畜場		←	○△						
火葬場		←	○△						
一団地の住宅施設	2,000戸以上	←		←	○△				
	2,000戸未満	←	○△						
一団地の官公庁施設						○△	④		
流通業務団地				←	○△		⑤		
電気通信事業用施設		←	○△						
防風・防火・防水・防雪及び砂防施設		←	○△						
防潮施設				←	○△		⑤		

※ 丸数字は、当該分野の＜基礎自治体への権限移譲の方針＞の該当部分を示している。

都市計画の内容		市町村決定		都道府県決定			移譲の方針※
		都道府県知事の同意		大臣の同意			
		不要	同意	不要	特定区域(*1)のみ同意	同意	
市街地開発事業	土地区画整理事業	面積50ha超			←	○ △	⑥
		面積50ha以下	←	○ △			
	新住宅市街地開発事業				←	○ △	⑥
	工業団地造成事業				←	○ △	⑥
	市街地再開発事業	面積3ha超			←	○ △	⑥
		面積3ha以下	←	○ △			
	新都市基盤整備事業				←	○ △	⑥
	住宅街区整備事業	面積20ha超			←	○ △	⑥
		面積20ha以下	←	○ △			
	防災街区整備事業	面積3ha超			←	○ △	⑥
		面積3ha以下	←	○ △			
	市街地開発事業等予定区域	新住宅市街地開発事業予定区域				←	○ △
工業団地造成事業予定区域				←	○ △	⑥	
新都市基盤整備事業予定区域				←	○ △	⑥	
面積20ha以上の一団地の住宅施設予定区域				←	○ △	⑥	
一団地の官公庁施設予定区域					○△	④	
流通業務団地予定区域				←	○ △	③	
地区計画等	地区計画		←	○(*4) △			
	防災街区整備地区計画		←	○(*4) △			
	沿道地区計画		←	○(*4) △			
	集落地区計画		←	○(*4) △			

- \* 1 三大都市圏の既成市街地・近郊整備地帯等の全部又は一部を含む都市計画区域、三大都市圏の都市開発区域又は人口三十万以上の市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域等のうち国土交通大臣の指定する区域
- \* 2 準都市計画区域についてのこれらの都市計画は、市町村決定(あらかじめ、都道府県知事の意見聴取)
- \* 3 三大都市圏の既成市街地・近郊整備地帯等、指定都市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域
- \* 4 都道府県知事の同意事項は、地区計画の区域・位置、地区施設の配置・規模、建築物等の用途の制限等に限定

◎ 本表は、都市再生特別措置法の都市再生整備計画による権限移譲を受けた都市計画決定等の場合を除く

※ 丸数字は、当該分野の<基礎自治体への権限移譲の方針>の該当部分を示している。

# <指定都市に係る見直し>

(○:現行、←:見直し)

都市計画の内容		指定都市決定					都道府県決定			移譲の方針※	
		都道府県知事の同意		大臣の同意			大臣の同意				
		不要	同意	不要	特定区域(*1)のみ同意	同意	不要	特定区域(*1)のみ同意	同意		
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	区域区分の有無及び方針並びに国の利害に重大な関係がある都市計画の決定の方針			← 区域区分の方針に係る部分を除く					○	⑦	
	その他			←					○	⑦	
区域区分				←					○	⑦	
都市再開発方針等				←					○	⑦	
地区	用途地域(*2)	三大都市圏等(*3)			←					○	
		その他			←					○	
	特別用途地区(*2)				←					○	
	特定用途制限地域(*2)				←					○	
	特例容積率適用地区	三大都市圏等(*3)			←					○	
		その他			←					○	
	高層住居誘導地区	三大都市圏等(*3)			←					○	
		その他			←					○	
	高度地区(*2)				←					○	
	高度利用地区				←					○	
	特定街区				←					○	
	都市再生特別地区									○	②
	防火地域・準防火地域				←					○	
	特定防災街区整備地区				←					○	
	景観地区(*2)				←					○	
	風致地区(*2)	面積10ha以上			←					○	
		その他			←					○	
	駐車場整備地区				←					○	
	臨港地区	特定重要港湾			←					○	②、③
		重要港湾			←					○	
		その他			←					○	
	歴史的風土特別保存地区									○	②
	緑地保全地域				←					○	
	特別緑地保全地区	面積10ha以上			←					○	
		その他			←					○	
	(近郊緑地特別保全地区)				←					○	
	緑化地域				←					○	
	流通業務地区				←					○	
生産緑地地区				←					○		
伝統的建造物群保存地区(*2)				←					○		
航空機騒音障害防止地区				←					○		
航空機騒音障害防止特別地区				←					○		
促進区域	市街地再開発促進区域				←					○	
	住宅街区整備促進区域				←					○	
	土地区画整理促進区域				←					○	
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域				←					○	
遊休土地転換利用促進地区				←					○		
被災市街地復興推進地域				←					○		

※ 丸数字は、当該分野の<基礎自治体への権限移譲の方針>の該当部分を示している。

都市計画の内容		指定都市決定					都道府県決定			移譲の方針 <sup>※</sup>		
		都道府県知事の同意		大臣の同意			大臣の同意					
		不要	同意	不要	特定区域 <sup>(*)</sup> のみ同意	同意	不要	特定区域 <sup>(*)</sup> のみ同意	同意			
道 路	一般国道								←	○	⑦	
	都道府県道	4車線以上	←	←	←	←					○	⑦
		4車線未満	←	○								
	その他の道路	4車線以上	←	←	←	←					○	
		4車線未満	←	○								
	自動車専用道路	高速自動車国道								←	○	⑦
		その他	←	←	←	←						○(*4)
	都市高速鉄道										○	
	駐車場		←	○								
	自動車ターミナル	一般	←	←	←	←					○	
専用		←	○									
空港	第1種										○	④
	第2種・第3種								←	○		⑤
	その他	←	○									
公園・緑地	国が設置する面積10ha以上のもの										○	④
	面積10ha以上	←	←	←	←						○	
	その他	←	○									
広場・墓園	面積10ha以上	←	←	←	←						○	
	その他	←	○									
その他公共空地		←	○									
水道	水道用水供給事業									○		⑤
	その他	←	○									
電気・ガス供給施設		←	○									
下水道	公共下水道	排水区域が二以上の市町村の区域								○		⑤
		その他	←	○								
	流域下水道								←	○		⑤
その他		←	○									
汚物処理場・ごみ焼却場	産業廃棄物処理施設	←	○									
	その他	←	○									
地域冷暖房施設		←	○									
河川	一級河川										○	④
	二級河川	←	○(*5)									
	準用河川	←	○									
運河		←	○									
学校	大学・高専	←	○									
	その他	←	○									
図書館・研究施設等		←	○									
病院・保育所等		←	○									
市場・と畜場		←	○									
火葬場		←	○									
一団地の住宅施設	2,000戸以上	←	←	←	←						○	
	2,000戸未満	←	○									
一団地の官公庁施設										○		④
流通業務団地		←	←	←	←						○	
電気通信事業用施設		←	○									
防風・防火・防水・防雪及び砂防施設		←	○									
防潮施設		←	←	←	←						○	

※ 丸数字は、当該分野の〈基礎自治体への権限移譲の方針〉の該当部分を示している。



都市計画の内容		指定都市決定					都道府県決定			移譲の方針 <sup>※</sup>
		都道府県知事の同意		大臣の同意			大臣の同意			
		不要	同意	不要	特定区域 <sup>(*)</sup> のみ同意	同意	不要	特定区域 <sup>(*)</sup> のみ同意	同意	
市街地開発事業	土地区画整理事業	面積50ha超	←	←	←	○				
		面積50ha以下	←	○						
	新住宅市街地開発事業		←	←	←	○				
	工業団地造成事業		←	←	←	○				
	市街地再開発事業	面積3ha超	←	←	←	○				
		面積3ha以下	←	○						
	新都市基盤整備事業		←	←	←	○				
	住宅街区整備事業	面積20ha超	←	←	←	○				
		面積20ha以下	←	○						
	防災街区整備事業	面積3ha超	←	←	←	○				
面積3ha以下		←	○							
市街地開発事業等予定区域	新住宅市街地開発事業予定区域		←	←	←	○				
	工業団地造成事業予定区域		←	←	←	○				
	新都市基盤整備事業予定区域		←	←	←	○				
	面積20ha以上の一団地の住宅施設予定区域		←	←	←	○				
	一団地の官公庁施設予定区域						○			④
	流通業務団地予定区域		←	←	←	○				
地区計画等	地区計画		←	○ <sup>(*)6</sup>						
	防災街区整備地区計画		←	○ <sup>(*)6</sup>						
	沿道地区計画		←	○ <sup>(*)6</sup>						
	集落地区計画		←	○ <sup>(*)6</sup>						

- \* 1 三大都市圏の既成市街地・近郊整備地帯等の全部又は一部を含む都市計画区域、三大都市圏の都市開発区域又は人口三十万以上の市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域等のうち国土交通大臣の指定する区域
- \* 2 準都市計画区域についてのこれらの都市計画は、市町村決定（あらかじめ、都道府県知事の意見聴取）
- \* 3 三大都市圏の既成市街地・近郊整備地帯等、指定都市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域
- \* 4 指定都市が決定するのは、首都高速道路、阪神高速道路、指定都市高速道路以外のものに限る
- \* 5 指定都市が決定するのは、一の指定都市の区域内に存するものに限る
- \* 6 都道府県知事の同意事項は、地区計画の区域・位置、地区施設の配置・規模、建築物等の用途の制限等に限定

◎ 本表は、都市再生特別措置法の都市再生整備計画による権限移譲を受けた都市計画決定等の場合を除く

※ 丸数字は、当該分野の〈基礎自治体への権限移譲の方針〉の該当部分を示している。

## 【まちづくり・土地利用規制分野】

### ＜基礎自治体への権限移譲の方針＞（再掲）

- 土地利用規制等のために設定された特定区域における行為の規制に係る事務について、次に掲げるものを除き、「市」まで移譲する。（①）
  - ・ 国・都道府県の責任で行う広域的な政策の観点から設定された特定区域におけるもの（すでに一部の市で個別の行為の規制に係る事務を処理しているものを除く。）
  - ・ 国・都道府県が危険防止のために設定した特定区域におけるもの
- 市・特許事業者施行の都市計画事業の認可等に係る事務（②）については「都市計画決定権者」が行うこととするほか、個人・再開発会社施行の市街地再開発事業の認可等に係る事務（③）については「指定都市」まで、個人・区画整理会社施行の土地区画整理事業の認可等に係る事務（④）については「市」まで、それぞれ移譲する。
- 建築物、住宅、駐車場等に係る事務のうち、建築基準法等の特定行政庁としての事務については、政令で定められた市以外の市が実施する場合の都道府県知事の同意を廃止し（⑤）、それ以外の事務についてはその目的・効果が当該団体の区域を越えるものを除き「市」まで移譲する。（⑥）
- 景観法等の景観行政団体としての事務について、指定都市・中核市以外の市町村が実施する場合の都道府県知事の同意を廃止する。（⑦）

### ＜基礎自治体への権限移譲を行うべき事務＞

法令名	条 項	事務内容	移譲先 <sup>※1</sup>	移譲の方針 <sup>※2</sup>
都市計画法	29	1 都市計画区域又は準都市計画区域における開発行為の許可	市	①
	29	2 都市計画区域及び準都市計画区域外における開発行為の許可		
	43	1 市街化調整区域における開発区域外の建築等の許可		
	53	1 都市計画施設又は市街地開発事業の区域内における建築の許可		
	65	1 都市計画事業地内の建築等の許可		
	80	1 報告徴収等		
	81	1 許可の取消し等の監督処分		
	82	1 立入検査		
	59	1 市が行う都市計画事業の認可		
59	4 特許事業者が行う都市計画事業の認可			
流通業務市街地の整備に関する法律	5	1 流通業務地区における施設建設等の許可	市	①
	6	1 違反施設の移転、除却等の命令		
都市緑地法	8	1 緑地保全地域における行為の届出	市	①
	8	2 緑地保全地域における行為の禁止、制限、命令		
	9	1 原状回復命令（緑地保全地域）		
	11	1 報告徴収（緑地保全地域）		
	11	2 立入検査（緑地保全地域）		
	14	1 特別緑地保全地区における行為の許可		
	15	原状回復命令（特別緑地保全地区）		
	19	報告徴収、立入検査（特別緑地保全地区）		

※1 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市  
 なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の＜基礎自治体への権限移譲の方針＞の該当部分を示している。

法令名	条	項	事務内容	移譲先 <sup>※1</sup>	移譲の方針 <sup>※2</sup>
地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	21	1	拠点整備促進区域内における建築行為等の許可	市	①
	21	6	原状回復命令、除却命令等		
土地区画整理法	76	1	土地区画整理事業施行地区内における土地の形質の変更等の許可	市	①
	76	4	土地区画整理事業施行地区内の土地の形質の変更等の許可に係る原状回復等の命令		
	4	1	個人施行による土地区画整理事業の認可	市	④
	14	1	土地区画整理組合の設立認可		
	14	3	事業計画の認可		
	51の2	1	区画整理会社施行による土地区画整理事業の認可		
	86	1	換地計画の認可		
	124		個人施行による土地区画整理事業に対する監督		
	125		土地区画整理組合の施行する土地区画整理事業に対する監督		
	125の2		区画整理会社の施行する土地区画整理事業に対する監督		
都市再開発法	7の4	1	市街地再開発促進区域内における建築の許可	市	①
	7の5	1	市街地再開発促進区域内における建築許可違反に対する違反是正措置命令		
	66	1	事業施行地区内における建築行為等の許可		
	66	4	事業施行地区内の建築行為等の許可に係る原状回復等の命令		
	7の9	1	個人施行に係る第一種市街地再開発事業の施行の認可	指定都市	③
	11	1	市街地再開発組合の設立の認可		
	11	3	事業計画の認可		
	50の2	1	再開発会社の規準及び事業計画の認可		
	72	1	権利変換計画の認可		
	124	3	個人、組合、再開発会社に対する措置命令		
	124の2		個人施行者に対する監督		
	125		市街地再開発組合に対する監督		
	125の2		再開発会社に対する監督		

※1 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市  
 なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の〈基礎自治体への権限移譲の方針〉の該当部分を示している。

法令名	条	項	事務内容	移譲先 <sup>※1</sup>	移譲の方針 <sup>※2</sup>
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	197	1	防災街区整備事業の施行地区内における建築行為等の許可	市	①
	197	4	防災街区整備事業の施行地区内の建築行為等の許可に係る原状回復等の命令		
	283	1	施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内における建築の許可		
	283	3	許可の取消し等の監督処分、立入検査等		
	122	1	個人施行による防災街区整備事業の認可	指定都市	③
	136	1	防災街区整備事業組合の設立の認可		
	136	3	防災街区整備事業組合による事業計画の認可		
	165	1	事業会社による防災街区整備事業の認可		
	204	1	権利変換計画の認可		
	269		個人施行者に対する監督		
	270		防災街区整備事業組合に対する監督		
271		事業会社に対する監督			
公有地の拡大の推進に関する法律	4	1	都市計画施設の区域内等で土地を譲渡する場合の届出の受理	市	①
	5	1	土地買取り希望の申し出の受理		
	6	1	土地買取りの協議を行う地方公共団体等の決定及びその旨の通知		
	6	3	土地買取りの協議を行う地方公共団体等のない旨の通知		
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	7	1	土地区画整理促進区域内における建築行為等の許可	市	①
	26	1	住宅街区整備促進区域内における建築行為等の許可		
	67	1	住宅街区整備事業の施行区域内における土地の形質の変更等の許可		
	104		建築行為等に係る原状回復命令、除却命令等		
	33	1	個人施行による住宅街区整備事業の認可	市	④
	37	1	住宅街区整備組合の設立の認可		
	72	1	換地計画の認可		
	96		個人、住宅街区整備組合等に対する監督		
被災市街地復興特別措置法	7	1	被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可	市	①
	7	5	原状回復命令、除却命令等		
住宅地区改良法	9	1	地区内における建築行為等の許可	市	①
	9	4	土地の原状回復、建築物等の除却等の命令		

※1 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市  
 なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の〈基礎自治体への権限移譲の方針〉の該当部分を示している。

法令名	条 項	事務内容	移譲先 <sup>※1</sup>	移譲の方針 <sup>※2</sup>
農業振興地域の整備に関する法律	15 の 2	1 農用地区域内における開発行為の許可	市	①
	15 の 3	農用地区域内における開発行為についての監督処分		
農地法	3	1 農地等の権利移動の許可	市	①
	4	1 農地転用の許可(2ha以下)		
	5	1 農地等の転用を伴う権利移動の許可(2ha以下)		
	20	1 農地等の賃借権の解約等の許可		
	82	1 立入調査等		
	83	土地の状況等に関する報告の徴収		
	83 の 2	違反転用に対する処分		
マンションの建替えの円滑化等に関する法律	9	1 マンション建替組合設立の認可	市	④
	45	1 個人が施行するマンション建替事業の認可		
	57	1 権利変換計画の認可		
	98	マンション建替組合に対する監督		
	99	個人施行者に対する監督		
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	12	1 特定路外駐車場の設置の届出の受理	市	⑥
	12	3 基準適合の命令		
	53	2 報告及び立入検査		
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	2	1 特定優良賃貸住宅の供給計画の認定	市	⑥
	8	特定優良賃貸住宅の建設又は管理の状況に係る報告の徴収		
	10	特定優良賃貸住宅の建設又は管理の状況に係る改善命令		
	11	1 供給計画の認定の取消し		
高齢者の居住の安定確保に関する法律	30	1 高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定	市	⑥
	37	高齢者向け優良賃貸住宅の整備又は管理の状況に係る報告の徴収		
	39	高齢者向け優良賃貸住宅の整備又は管理の状況に係る改善命令		
	40	1 供給計画の認定の取消し		
	56	終身建物賃貸借事業の認可		
	70	認可事業者からの報告の徴収		
	72	改善命令		
	73	事業の認可の取消し		

※1 中核市:指定都市、中核市 特例市:指定都市、中核市、特例市 市:指定都市、中核市、特例市を含む市  
 なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の〈基礎自治体への権限移譲の方針〉の該当部分を示している。

法令名	条 項	事務内容	移譲先 <sup>※1</sup>	移譲の方針 <sup>※2</sup>
宅地造成等規制法	3	1 宅地造成工事規制区域の指定	市	⑥
	8	1 宅地造成に関する工事の許可		
	14	1 宅地造成に関する工事の許可の取消し		
	17	1 改善命令		
	18	1 立入検査		
	19	報告徴収		
駐車場法	12	路外駐車場の設置及び変更の届出の受理	市	⑥
	13	1 管理規程の届出の受理		
	13	4 管理規程の届出の変更の受理		
	14	路外駐車場の全部又は一部の供用の休廃止等の届出の受理		
	18	1 報告徴収、立入検査等		
	19	路外駐車場の構造等の是正命令		

<設置市町村の範囲を見直すべき機関等>

組織	法令名	条 項	事務内容	見直し案	移譲の方針 <sup>※2</sup>
特定行政庁	建築基準法	4	3 建築主事の設置に係る都道府県知事の協議、同意	同意の廃止	⑤
		97 の 2	2 市町村の建築主事の設置の特例に係る都道府県知事の協議、同意		
景観行政団体	景観法	7	1 市町村が景観行政団体として事務を行う場合の都道府県知事の協議、同意	同意の廃止	⑦

※1 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市  
 なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の<基礎自治体への権限移譲の方針>の該当部分を示している。

## 【福祉分野】

### ＜基礎自治体への権限移譲の方針＞（再掲）

- すでに中核市で処理している事務（①）、及び都道府県・指定都市で処理している事務であってもすでに市が処理している事務と密接に関連する事務（②）については、「市」（対象の散在性から広域的に処理する必要がある事務にあつてはその散在性に応じて「中核市」「特例市」）まで移譲する。
- 指定介護保険事業者の指定、指導監督等に係る事務については「市」まで、指定障害福祉サービス事業者の指定・指導監督等に係る事務については「中核市」まで、それぞれ移譲（指定に限り都道府県同意）する。（③）
- 都道府県と市の協議が整った場合には速やかに指定を行うなど、児童相談所設置市の政令による指定手続等を見直す。（④）

### ＜基礎自治体への権限移譲を行うべき事務＞

法令名	条	項	事務内容	移譲先 <sup>※1</sup>	移譲の方針 <sup>※2</sup>	
老人福祉法	15	4	養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置の認可	市	①	
	18	2	養護老人ホーム、特別養護老人ホームの長からの報告徴収、質問及び立入検査			
	19	1	養護老人ホーム、特別養護老人ホームの事業停止命令又は認可の取消し等			
	15	2	老人デイサービスセンター等の設置の届出受理			
	18	1	老人デイサービスセンター等設置者からの報告徴収、質問及び立入検査			
	18の2	2	老人デイサービスセンター等に対する業務改善命令、停止命令等			
	14		老人居宅生活支援事業の開始の届出受理			
	18	1	老人居宅生活支援事業者等からの報告徴収、質問及び立入検査			
	18の2	2	老人居宅生活支援事業等の制限及び停止の命令			
	29	1	有料老人ホームの設置の届出受理			②
	29	6	有料老人ホーム設置者等からの報告徴収、質問及び立入検査			
	29	8	有料老人ホーム設置者に対する改善命令			
児童福祉法	35	4	児童福祉施設の設置の認可	市	①、②	
	46	1	児童福祉施設の設置者等からの報告徴収、質問及び立入検査			
	46	4	児童福祉施設の設置者に対する事業停止命令			
	58		児童福祉施設の認可取消し			
	59の2	1	認可外保育施設の事業開始の届出受理	特例市 (助産施設、母子生活支援施設)		
	59	1	認可外保育施設の設置者等からの報告徴収、質問及び立入調査			
	59	3	認可外保育施設の設置者に対する設備等の改善その他の勧告			
	59	5	認可外保育施設の事業停止又は施設閉鎖の命令			

※1 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市  
 なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の＜基礎自治体への権限移譲の方針＞の該当部分を示している。

法令名	条	項	事務内容	移譲先 <sup>※1</sup>	移譲の方針 <sup>※2</sup>
社会福祉法	62	1	第一種社会福祉事業の開始の届出受理	市  (軽費老人ホーム、老人福祉センター、隣保事業、放課後児童健全育成事業)	①
	62	2	第一種社会福祉事業の許可		
	69	1	第二種社会福祉事業の開始の届出受理		
	70		社会福祉事業の経営者からの報告徴収、立入検査等		
	72	1	社会福祉事業経営の制限、停止命令、許可取消し		
	31	1	社会福祉法人の定款の認可	市	①
	56	1	社会福祉法人に対する報告徴収及び検査		
	56	3	社会福祉法人に対する業務停止命令等		
	56	4	社会福祉法人の解散命令		
身体障害者福祉法	15	4	身体障害者手帳の交付	市	①
	12の3	1	身体障害者相談員への委託による相談・指導等		
知的障害者福祉法	15の2	1	知的障害者相談員への委託による相談・指導等	市	①
障害者自立支援法	54	1	育成医療費の支給の認定	市	①
	58	1	育成医療費の支給		
母子及び寡婦福祉法	13		母子福祉資金の貸付け	市	①
	32		寡婦福祉資金の貸付け		
介護保険法	41	1	指定居宅サービス事業者の指定	市  (指定に限り都道府県同意)	③
	76	1	指定居宅サービス事業者等に対する報告命令、立入検査等		
	76の2	3	指定居宅サービス事業者に対する措置命令		
	77	1	指定居宅サービス事業者の指定の取消し等		
	48	1	指定介護老人福祉施設の指定		
	90	1	指定介護老人福祉施設開設者等に対する報告命令、立入検査等		
	91の2	3	指定介護老人福祉施設開設者に対する措置命令		
	92	1	指定介護老人福祉施設の指定の取消し等		
	94	1	介護老人保健施設の開設の許可		
	100	1	介護老人保健施設開設者等に対する報告命令、立入検査等		
	103	3	介護老人保健施設開設者に対する措置命令等		
	104	1	介護老人保健施設の開設許可の取消し等		
48	1	指定介護療養型医療施設の指定			

※1 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市  
 なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の〈基礎自治体への権限移譲の方針〉の該当部分を示している。



法令名	条	項	事務内容	移譲先 <sup>※1</sup>	移譲の方針 <sup>※2</sup>
介護保険法	112	1	指定介護療養型医療施設開設者等に対する報告命令、立入検査等	市 (指定に限り 都道府県同意)	③
	113の2	3	指定介護療養型医療施設開設者に対する措置命令		
	114	1	指定介護療養型医療施設の指定の取消し等		
障害者自立支援法	29	1	指定障害福祉サービス事業者の指定	中核市 (指定に限り 都道府県同意)	③
	48	1	指定障害福祉サービス事業者等に対する報告命令、立入検査等		
	49	1	指定障害福祉サービス事業者に対する基準遵守勧告		
	50	1	指定障害福祉サービス事業者の指定取消し等		
	29	1	指定障害者支援施設の指定		
	48	3	指定障害者支援施設の設置者等に対する報告命令、立入検査等		
	49	2	指定障害者支援施設の設置者に対する基準遵守勧告		
	50	3	指定障害者支援施設の指定取消し等		
	32	1	指定相談支援事業者の指定		
	48	4	指定相談支援事業者等に対する報告命令、立入検査等		
	49	3	指定相談支援事業者に対する基準遵守勧告		
50	4	指定相談支援事業者の指定取消し等			

<設置市町村の範囲を見直すべき機関等>

組織	法令名	条	項	事務内容	見直し案	移譲の方針 <sup>※2</sup>	
児童相談所	児童福祉法	59	4	1	政令で定める市における児童相談所の設置(施行令第45条の2)	政令による指定 手続等を見直す	④

※1 中核市:指定都市、中核市 特例市:指定都市、中核市、特例市 市:指定都市、中核市、特例市を含む市  
なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の<基礎自治体への権限移譲の方針>の該当部分を示している。

## 【医療・保健・衛生分野】

### <基礎自治体への権限移譲の方針>（再掲）

- すでに保健所設置市で処理している事務であって、身近なところで処理することによりきめの細かい対応が可能なものについて、「市」まで移譲する。（①）
- すでに保健所設置市で一部の対象に係る事務を処理している場合における他の対象に係る事務であって、その目的・効果が当該団体の区域を越えないもの（②）、及びすでに届出・許可・指導監督等の事務が保健所設置市で処理されている場合における基準設定事務（③）について、「保健所設置市」まで移譲する。
- 都道府県と市の協議が整った場合には速やかに指定を行うなど、保健所設置市の政令による指定手続等を見直す。（④）

### <基礎自治体への権限移譲を行うべき事務>

法令名	条 項	事務内容	移譲先 <sup>※1</sup>	移譲の方針 <sup>※2</sup>
母子保健法	18	低体重児の届出受理	市	①
	19	1 未熟児の訪問指導		
	20	1 未熟児養育医療の給付等		
薬事法	4	1 薬局の開設の許可	保健所設置市	②
	12	1 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可		
	13	1 薬局製造販売医薬品の製造業の許可		
	69	2 薬局開設者等からの報告徴収及び質問、立入検査		
	70	1 薬局開設者等に対する廃棄等の措置命令		
	72	4 薬局開設者等に対する構造設備の改善命令又は使用禁止命令		
	75	1 薬局開設者等に対する業務の停止命令及び許可の取消し		
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	38	2 結核指定医療機関の指定	保健所設置市	②
	43	1 結核指定医療機関の管理者からの報告徴収、立入検査		
	38	9 結核指定医療機関の指定取消し		
水道法	34	1 専用水道の給水開始の届出受理(法第13条第1項準用)	市	①
	32	専用水道の布設工事の設計の確認		
	39	2 専用水道設置者からの報告徴収、立入検査等		
	37	専用水道の給水停止命令		
	39	3 簡易専用水道設置者からの報告徴収、立入検査等		
	37	簡易専用水道の給水停止命令		

※1 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市  
なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の<基礎自治体への権限移譲の方針>の該当部分を示している。

法令名	条 項	事務内容	移譲先 <sup>※1</sup>	移譲の方針 <sup>※2</sup>
毒物及び劇物取締法	22	1 業務上取扱者の届出の受理	保健所設置市	②
	22	4 業務上取扱者に対する廃棄物の回収等の命令(第15条の3を準用)		
	22	4 届出を要する業務上取扱者からの報告の徴収、店舗等への立入検査及び毒物等の収去(第17条第2項を準用)		
	22	4 不適当な業務上取扱者の変更命令(第19条第3項を準用)		
	22	5 届出を要しない業務上取扱者からの報告の徴収、店舗等への立入検査及び毒物等の収去(第17条第2項を準用)		
	22	6 違反していると認める業務上取扱者等に対する必要な措置の命令		
旅館業法	3	2 施設の構造設備の基準の設定(施行令第1条)(条例制定)	保健所設置市	③
	3	3 (設置場所の要件)社会教育施設で学校・児童福祉施設に類するもの(第3号)の指定(条例制定)		
	4	2 衛生措置の基準の設定(条例制定)		
	5	2 宿泊を拒むことができる事由(第3号)の指定(条例制定)		
理容師法	6	2 理容所以外の場所で業務を行うことができる場合の指定(施行令第4条第3号・条例制定)	保健所設置市	③
	9	業務に関する衛生措置(第3号)の基準(条例制定)		
	12	施設に関する衛生措置(第3号)の基準(条例制定)		
美容師法	7	美容所以外の場所で業務を行うことができる場合の指定(施行令第4条第3号・条例制定)	保健所設置市	③
	8	業務に関する衛生措置(第3号)の基準(条例制定)		
	13	施設に関する衛生措置(第4号)の基準(条例制定)		
クリーニング業法	3	3 クリーニング業を営む者が講ずべき措置(第6号)の基準(条例制定)	保健所設置市	③
興行場法	2	2 構造設備等の基準の設定(条例制定)	保健所設置市	③
	3	2 衛生措置の基準の設定(条例制定)		
公衆浴場法	2	3 公衆浴場の配置基準の設定(条例制定)	保健所設置市	③
	3	2 衛生及び風紀に必要な措置の基準の設定(条例制定)		

<設置市町村の範囲を見直すべき機関等>

組織	法令名	条 項	事務内容	見直し案	移譲の方針 <sup>※2</sup>
保健所	地域保健法	5	1 政令で定める市における保健所の設置(施行令第1条第1項第3号)	政令による指定 手続等を見直す	④

※1 中核市:指定都市、中核市 特例市:指定都市、中核市、特例市 市:指定都市、中核市、特例市を含む市  
なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の<基礎自治体への権限移譲の方針>の該当部分を示している。

## 【公害規制分野】

### <基礎自治体への権限移譲の方針>（再掲）

- 大気汚染等の防止のための個別の施設、事業所等への指導監督等の事務のうち、その事務の処理に高い専門性が必要なものについては、その目的・効果が当該団体の区域を越えるものであって基準を明確にすることが困難であるため、公害の状況に応じた臨機応変な対応の必要性が高いものを除き、「特例市」まで移譲する。（①）
- 大気汚染等の防止のための個別の施設、事業所等への指導監督等の事務のうち上記以外のもの（②）、及び騒音等の身近な公害に係る規制地域、規制基準の設定等に係る事務（③）については、その目的・効果が当該団体の区域を越えないものを「市」まで移譲する。

### <基礎自治体への権限移譲を行うべき事務>

法令名	条	項	事務内容	移譲先 <sup>※1</sup>	移譲の方針 <sup>※2</sup>
大気汚染防止法	6	1	ばい煙発生施設の設置の届出の受理	特例市	①
	9		届出されたばい煙発生施設の計画変更命令		
	9	2	届出された特定工場等の指定ばい煙の処理の方法の改善その他の措置の命令		
	14	1	ばい煙発生施設に対する改善命令等		
	14	3	特定工場等の指定ばい煙の処理の方法の改善その他の措置の命令		
	17	4	1 揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理		
	17	7	届出された揮発性有機化合物排出施設の計画変更命令		
	17	10	揮発性有機化合物排出施設に対する改善命令等		
	18	1	一般粉じん発生施設の設置の届出の受理		
	18	4	一般粉じん発生施設の基準適合命令等		
	18	6	1 特定粉じん発生施設の設置の届出の受理		
	18	8	届出された特定粉じん発生施設の計画変更命令		
	18	11	特定粉じん発生施設に対する改善命令等		
	18	15	1 特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理		
	18	16	特定粉じん排出等作業の計画変更命令		
	18	18	特定粉じん排出等作業の作業基準適合命令等		
	22	1	大気汚染の状況の常時監視		
	26	1	報告の要求及び立入検査		
	附	10	指定物質排出施設に対する排出抑制勧告		
附	11	指定物質排出施設に対する報告の要求			
ダイオキシン類対策特別措置法	12	1	特定施設の設置の届出の受理	特例市	①
	15		届出された特定施設の計画変更命令		
	16		届出された総量規制基準適用事業場の計画変更命令		
	22	1	特定施設に対する改善命令・一時停止命令		
	22	3	総量規制基準適用事業場に対する改善等の命令		
	26	1	ダイオキシン類による汚染状況の常時監視		
	27	1	ダイオキシン類による汚染状況の調査測定		
34	1	特定施設に関する報告の要求と特定事業場への立入検査			

※1 中核市：指定都市、中核市    特例市：指定都市、中核市、特例市    市：指定都市、中核市、特例市を含む市  
 なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の<基礎自治体への権限移譲の方針>の該当部分を示している。

法令名	条	項	事務内容	移譲先 <sup>※1</sup>	移譲の方針 <sup>※2</sup>
特定工場における 公害防止組織の整備に関する法律	3	3	公害防止統括者の選任・解任の届出の受理	特例市	①
	4	3	公害防止管理者の選任・解任の届出の受理(法第3条第3項を準用)		
	5	3	公害防止主任管理者の選任・解任の届出の受理(法第3条第3項を準用)		
	10		公害防止統括者等の解任命令		
	11	1	特定事業者に対する、公害防止統括者等の職務実施状況の報告要求及び立入検査		
浄化槽法	5	1	浄化槽の設置等の届出の受理	市	②
	5	2	浄化槽の設置等の計画に係る勧告		
	5	4	届出の内容が相当であると認める旨の通知		
	7	2	設置後等の水質検査実施報告の受理		
	7の2	1	設置後等の水質検査についての指導及び助言		
	7の2	2	設置後等の水質検査を受けるべき旨の勧告		
	7の2	3	設置後等の水質検査についての措置命令		
	11	2	定期検査実施報告の受理		
	11の2		廃止の届出の受理		
	12	1	助言、指導又は勧告		
	12	2	改善命令又は使用停止命令		
	12の2	1	水質の定期検査についての指導及び助言		
	12の2	2	水質の定期検査を受けるべき旨の勧告		
	12の2	3	水質の定期検査についての措置命令		
	53	1	報告徴収		
53	2	立入検査及び質問			
環境基本法	16	2	騒音に係る環境基準の地域類型の指定	市	③
騒音規制法	3	1	規制地域の指定	市	③
	4	1	規制基準の設定		
	18	1	自動車騒音の状況の常時監視		
振動規制法	3	1	規制地域の指定	市	③
	4	1	規制基準の設定		
悪臭防止法	3		規制地域の指定	市	③
	4	1	規制基準の設定		

※1 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市  
 なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の〈基礎自治体への権限移譲の方針〉の該当部分を示している。

## 【教育分野】

### <基礎自治体への権限移譲の方針>（再掲）

- 市町村立小中学校教職員の人事・給与、市町村立小中学校の学級編制・教職員定数の決定に係る事務について、「中核市」まで先行して移譲する。（①）
- 市町村立幼稚園の設置の都道府県による認可等に係る事務は廃止し、都道府県への届出制とする。（②）

### <基礎自治体への権限移譲を行うべき事務>

法令名	条 項	事務内容	移譲先 <sup>※1</sup>	移譲の方針 <sup>※2</sup>
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	3	2 学級編制基準の決定	中核市	①
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	41	1 教職員定数の決定(条例制定)		
	41	2 教職員定数の決定(市町村別・種類ごと)		
市町村立学校職員給与負担法	1	市町村立学校職員の給与等の負担		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	37	1 県費負担教職員の任命権		
学校教育法	4	1 市町村の設置する幼稚園の設置廃止等の認可(第2号)	認可の廃止 (→届出制)	②
	13	市町村の設置する幼稚園の閉鎖命令	市	

※1 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市  
 なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の<基礎自治体への権限移譲の方針>の該当部分を示している。

## 【生活・安全・産業振興分野】

### ＜基礎自治体への権限移譲の方針＞（再掲）

- 危険物規制に係る事務であって、その目的・効果が当該団体の区域を越えないものについて、「市町村」まで移譲する。（①）
- 消費者保護のための商品等の安全の確保に係る事務であって、当該団体の区域内の事業者等に係るものについて、国・都道府県に加え、「市」にも権限を付与する。（②）
- 産業振興に係る事務のうち、まちづくり・土地利用規制と関連するものであって、その目的・効果が当該団体の区域を越えないものについて、「市」まで移譲する。（③）

### ＜基礎自治体への権限移譲を行うべき事務＞

法令名	条 項	事務内容	移譲先 <sup>※1</sup>	移譲の方針 <sup>※2</sup>
高圧ガス保安法	5	1 第一種製造者に係る製造の許可	市町村	①
	5	2 第二種製造者に係る製造の届出の受付		
	16	1 第一種貯蔵所の設置の許可		
	17の2	1 第二種貯蔵所の設置の届出の受付		
	20の4	販売事業者の届出の受付		
	24の2	1 特定高圧ガスの消費の届出の受付		
	26	1 危害予防規程の制定又は変更の届出の受付		
	27の2	5 保安統括者等の選任又は解任の届出の受付		
	38	1 第一種製造者に係る製造等の許可の取消し又は停止の命令		
	38	2 第二種製造者に係る製造等の停止の命令		
	39	公共の安全維持等のための緊急措置		
	61	1 製造者等からの報告の徴収		
62	1 事務所・営業所・工場等への立入検査			
火薬類取締法	3	製造の許可(火工品等に限る)	市町村	①
	5	販売営業の許可		
	8	製造又は販売の業の許可の取り消し		
	12	1 火薬庫の設置等の許可		
	17	1 火薬類の譲渡又は譲受の許可		
	25	1 火薬類の消費の許可		
	25	3 火薬類の消費の許可の取り消し		
	29	1 保安教育計画の認可		
	30	3 取扱責任者等の選任又は解任の届出の受付		
	35	1 保安検査の受験の届出の受理		
	42	製造業者(火工品等に限る)・販売業者等からの報告の徴収		
	43	1 製造所・販売所・火薬庫等への立入検査		
	45	災害の発生の防止等のための緊急措置		

※1 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市  
 なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の＜基礎自治体への権限移譲の方針＞の該当部分を示している。

法令名	条	項	事務内容	移譲先 <sup>※1</sup>	移譲の方針 <sup>※2</sup>
消費生活用製品 安全法	40	1	販売業者からの報告徴収	市	②
	41	1	販売事業者への立入検査		
	42	1	製品の提出命令		
電気用品安全法	45	1	販売事業者からの報告徴収	市	②
	46	1	販売事業者への立入検査		
	46の2	1	用品の提出命令		
ガス事業法	46	1	販売事業者からの報告徴収	市	②
	47	1	販売事業者への立入検査		
	47の2	1	用品の提出命令		
家庭用品品質表 示法	4	1	表示事項の表示等の指示	市	②
	4	2	指示に従わない場合の業者(製造・販売・表示)の公表		
	10	1	一般消費者の利益が害されている旨の申出の受理		
	10	2	販売業者の調査、事情聴取		
	19	1	販売業者からの報告の徴収、店舗等への立入検査		
農林物資の規格 化及び品質表示 の適正化に関する 法律	19の14	1	製造業者に対する表示事項の表示の指示	市	②
	20	2	製造販売業者からの報告の徴収、工場・店舗への立入 検査		
	21	1	不適正表示に係る申出受理		

※1 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市  
 なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の〈基礎自治体への権限移譲の方針〉の該当部分を示している。



法令名	条 項	事務内容	移譲先 <sup>※1</sup>	移譲の方針 <sup>※2</sup>
工場立地法	4の2 1	緑地面積率に係る条例による地域準則の策定 (条例制定)	市	③
	6 1	特定工場の新設の届出の受理		
	9 1	特定工場の設置に関する必要な事項の勧告		
	10 1	勧告に係る事項の変更命令		
中小小売商業振興法	4 1	商店街整備計画の認定	市	③
	4 2	店舗集団化計画の認定		
	4 3	共同店舗等整備計画の認定		
	4 6	商店街整備等支援計画の認定		
	13 1	報告の徴収		
砂利採取法	16	砂利採取時における採取計画の認可(本条に規定する河川管理者に係るものを除く、以下同じ)	市	③
	22	認可採取計画の変更の命令		
	23 1	砂利の採取の停止の命令		
	26	認可の取り消し又は砂利の採取の停止の命令		
	33	砂利採取事業者からの報告の徴収		
	34 2	砂利採取事業者への立入検査		
採石法	33	岩石採取計画の認可	市	③
	33の9	認可採取計画の変更の命令		
	33の12	認可の取り消し又は岩石の採取の停止の命令		
	33の13 1	災害の防止のための必要な措置等の命令		
	42 1	採石業者からの報告徴収、立入検査		

※1 中核市:指定都市、中核市 特例市:指定都市、中核市、特例市 市:指定都市、中核市、特例市を含む市  
 なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の<基礎自治体への権限移譲の方針>の該当部分を示している。

## 【その他】

### ＜基礎自治体への権限移譲の方針＞（再掲）

- 当該団体の区域内のみに事務所を設置する特定非営利活動法人の設立認証、指導監督に係る事務について、「指定都市」まで移譲する。（①）
- 墓地、火葬場等の経営の許可、指導監督に係る事務について「市」まで移譲する。（②）
- 町・字の区域新設の告示に係る事務について、「市町村」まで移譲する。（③）

### ＜基礎自治体への権限移譲を行うべき事務＞

法令名	条	項	事務内容	移譲先 <sup>※1</sup>	移譲の方針 <sup>※2</sup>
特定非営利活動促進法	10	1	法人設立の認証	指定都市	①
	25	3	定款変更の認証		
	29	1	事業報告書の受理等		
	31	2	法人解散の認定		
	34	3	法人合併の認証		
	41	1	報告徴収及び立入検査		
	42		改善命令		
	43	1	法人認証の取り消し		
墓地、埋葬等に関する法律	10	1	墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可	市	②
	10	2	墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更及び墓地、納骨堂又は火葬場の廃止の許可		
	18	1	立入検査及び報告の要求		
	19		施設の整備改善、使用制限若しくは禁止命令又は許可の取消し		
地方自治法	260	1	町又は字の区域の新設等の届出受理	市町村	③
	260	2	町又は字の区域の新設等の告示		

※1 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市  
 なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の＜基礎自治体への権限移譲の方針＞の該当部分を示している。

# 条例による事務処理特例制度 の活用状況

## 構 成

- 1 . 対象法律と都道府県別の活用状況 . . . . . P.1
- 2 . 住民等から評価された主な事例 . . . . . P.5
- 3 . 移譲法律数と合併進捗率の相関関係 . . . . . P.7

事務局調査結果等による









## 2. 住民等から評価された主な事例

※ 評価された具体的な内容例については、事務局において要約

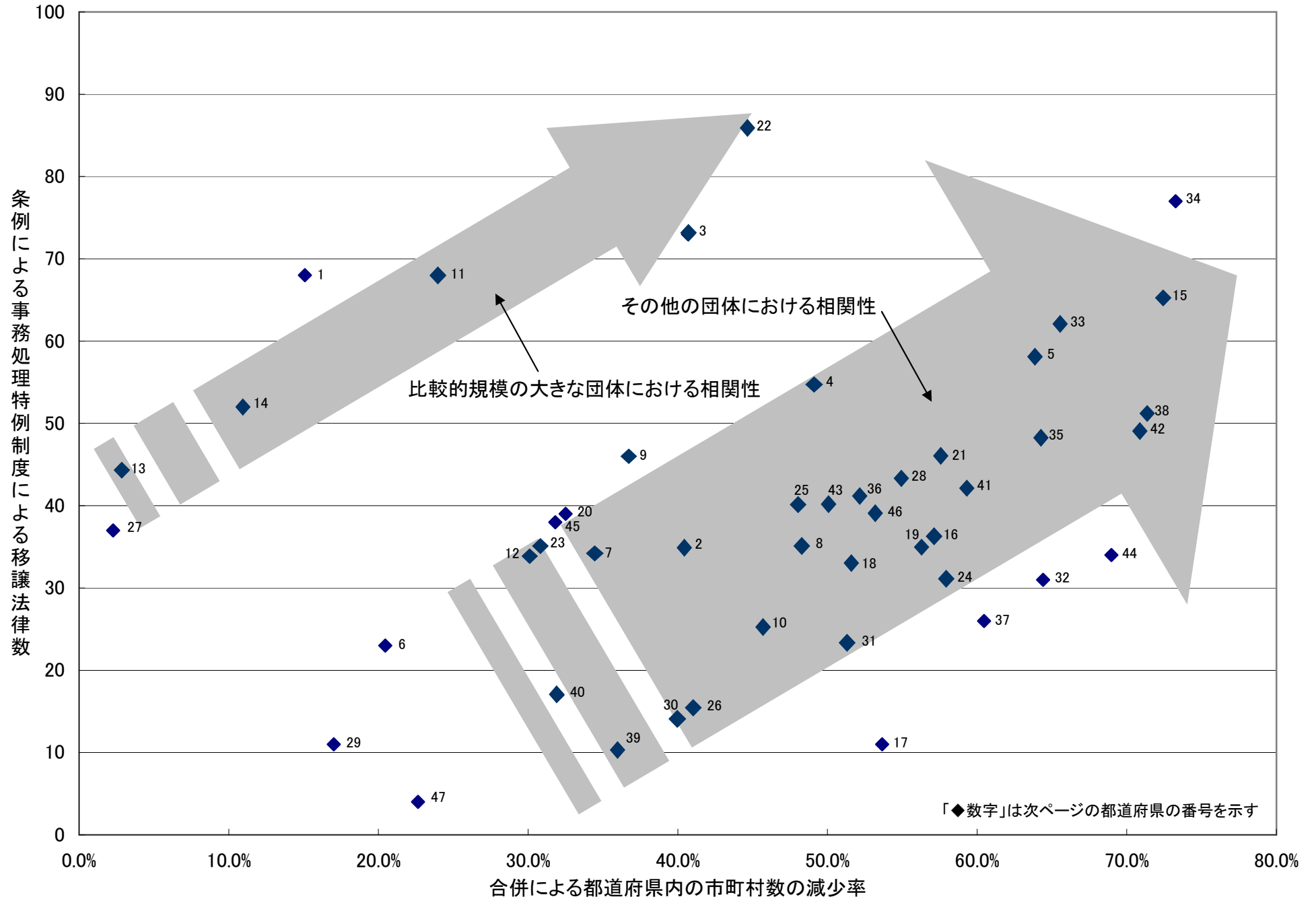
○ 手続きの処理期間の短縮や簡素化などを除き、住民等から評価された主な事例を整理した。

項目	主な事務	評価された具体的な内容例（概要）
都市計画法に関する事務	・ 開発行為の許可	<p><b>【まちづくり方針をふまえた工夫】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開発行為許可権限等の移譲により、市町村のまちづくりの方針に沿って、市町村が独自に判断できるようになった。</li> </ul> <p><b>【確かな情報に基づく適切な対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民から、周辺の開発について問い合わせや要望があったとき、市ではあいまいな情報しか把握していない場合が多かったが、許可申請をもとにした現地調査の事務を行うことにより、確かな情報を把握することができるようになり、市民に対してより適切な対応が可能になった。</li> </ul>
屋外広告物法に関する事務	・ 違反屋外広告物の簡易除却	<p><b>【地域住民との協働】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 希望する市民ボランティアに対し簡易除却を委任し、実際に除却活動に参加してもらうことにより、屋外広告物に対する住民の意識が以前より高くなりつつある市町村もある。</li> <li>○ 地域におけるクリーン活動等の際、電柱やガードレールに貼付された違反広告物を除却するには、都道府県土木事務所による実施が必要であったが、地域と市町村の連携の下、違法なビラ・チラシ等のきめ細かな除却活動が行えるようになった。</li> </ul> <p><b>【住民からの声への迅速な対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民から苦情が入ると直ちに現場へ出向き、経過観察後に除却出来るので、早く対応出来るようになった。</li> </ul>



<p>農地法 に関する事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地等の権利移動の許可</li> <li>・ 農地転用の許可</li> <li>・ 賃貸借の解約の許可</li> </ul>	<p>【地域の実情を踏まえた対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民や地域の実態をより踏まえた適切な事務執行が行えるようになることで、地域の特色を生かしたまちづくりの推進ができるようになった。</li> </ul> <p>【農業委員会の権限強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業委員会の権限強化につながるといった意見が寄せられている。</li> <li>○ 地域の実情が反映された審議が可能となった。</li> </ul>
<p>母子保健法 に関する事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低体重児出生の届出受理</li> <li>・ 未熟児の訪問指導</li> <li>・ 未熟児に対する養育医療の給付</li> </ul>	<p>【総合的できめ細かなサービス提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村で行なわれている母子保健業務（母子手帳、定期健診、訪問指導等）と一体的・継続的に実施されることにより、住民にとっても、総合的で効果的なサービス提供が可能となった。</li> <li>○ 保健所でも対応していた時よりもきめ細かな指導対応が可能となった。</li> <li>○ 新生児情報の把握が円滑になり、母子保健サービスを一貫して行えるようになり、福祉事業の充実が図れるようになった。</li> </ul>
<p>高圧ガス保安法 火薬取締法 に関する事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧ガスの製造貯蔵所の許可等</li> <li>・ 火薬類（煙火）の消費の許可</li> </ul>	<p>【効果的な指導の実現】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村（消防）が処理することで、事故防止や事故発生時の対応について具体的な指導ができるようになった。また、立入検査の実施により、煙火業者や祭り等主催者の安全に対する意識の向上が図れた。</li> <li>○ 消防局で当該事務を取り扱っているため、業者等の安全意識の高揚が感じられるようになった。</li> </ul> <p>【利便性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身近な市町村に権限が移譲されたことに伴い、申請、事前協議等がスムーズに行えるようになり、住民の利便性が向上した。</li> <li>○ 祭りでの花火大会の実施に伴い、許可申請が必要となるが、移譲前は都道府県総合支庁に申請が必要で、町との関係で煩雑な状況だったが、移譲後は町で事務が終了するため、祭り実行委員会の体制、スケジュール等を考慮すると時間的にも短縮され好評である。</li> </ul>

### 3. 移譲法律数と合併進捗率の相関関係



## 都道府県別合併の進捗状況

番号	都道府県名	H11.3.31の 市町村数	内訳			H20.11.1の 市町村数	内訳			減少率	移譲法律数
			市	町	村		市	町	村		
			1	北海道	212		34	154	24		
2	青森県	67	8	34	25	40	10	22	8	40.3%	35
3	岩手県	59	13	30	16	35	13	16	6	40.7%	73
4	宮城県	71	10	59	2	36	13	22	1	49.3%	55
5	秋田県	69	9	50	10	25	13	9	3	63.8%	58
6	山形県	44	13	27	4	35	13	19	3	20.5%	23
7	福島県	90	10	52	28	59	13	31	15	34.4%	34
8	茨城県	85	20	48	17	44	32	10	2	48.2%	35
9	栃木県	49	12	35	2	31	14	17	0	36.7%	46
10	群馬県	70	11	33	26	38	12	16	10	45.7%	25
11	埼玉県	92	43	38	11	70	40	29	1	23.9%	68
12	千葉県	80	31	44	5	56	36	17	3	30.0%	34
13	東京都	40	27	5	8	39	26	5	8	2.5%	44
14	神奈川県	37	19	17	1	33	19	13	1	10.8%	52
15	新潟県	112	20	57	35	31	20	7	4	72.3%	65
16	富山県	35	9	18	8	15	10	4	1	57.1%	36
17	石川県	41	8	27	6	19	10	9	0	53.7%	11
18	福井県	35	7	22	6	17	9	8	0	51.4%	33
19	山梨県	64	7	37	20	28	13	9	6	56.3%	35
20	長野県	120	17	36	67	81	19	25	37	32.5%	39
21	岐阜県	99	14	55	30	42	21	19	2	57.6%	46
22	静岡県	74	21	49	4	40	23	17	0	45.9%	86
23	愛知県	88	31	47	10	61	35	24	2	30.7%	35
24	三重県	69	13	47	9	29	14	15	0	58.0%	31
25	滋賀県	50	7	42	1	26	13	13	0	48.0%	40
26	京都府	44	12	31	1	26	15	10	1	40.9%	15
27	大阪府	44	33	10	1	43	33	9	1	2.3%	37
28	兵庫県	91	21	70	0	41	29	12	0	54.9%	43
29	奈良県	47	10	20	17	39	12	15	12	17.0%	11
30	和歌山県	50	7	36	7	30	9	20	1	40.0%	14
31	鳥取県	39	4	31	4	19	4	14	1	51.3%	23
32	島根県	59	8	41	10	21	8	12	1	64.4%	31
33	岡山県	78	10	56	12	27	15	10	2	65.4%	62
34	広島県	86	13	67	6	23	14	9	0	73.3%	77
35	山口県	56	14	37	5	20	13	7	0	64.3%	48
36	徳島県	50	4	38	8	24	8	15	1	52.0%	41
37	香川県	43	5	38	0	17	8	9	0	60.5%	26
38	愛媛県	70	12	44	14	20	11	9	0	71.4%	51
39	高知県	53	9	25	19	34	11	17	6	35.8%	10
40	福岡県	97	24	65	8	66	28	34	4	32.0%	17
41	佐賀県	49	7	37	5	20	10	10	0	59.2%	42
42	長崎県	79	8	70	1	23	13	10	0	70.9%	49
43	熊本県	94	11	62	21	47	14	25	8	50.0%	40
44	大分県	58	11	36	11	18	14	3	1	69.0%	34
45	宮崎県	44	9	28	7	30	9	18	3	31.8%	38
46	鹿児島県	96	14	73	9	45	18	23	4	53.1%	39
47	沖縄県	53	10	16	27	41	11	11	19	22.6%	4
		3,232	670	1,994	568	1,784	783	808	193	44.8%	

※ 合併新法による合併25件を含む。  
 ※ 岩出市の単独市制施行を含む。  
 ※ 告示済みベースのものを集計。

※総務省ホームページ「都道府県別合併の進捗状況」より